

2015 年度東南アジア知財ネットワーク (SEAIPJ) 総会

日時：2016 年 3 月 10 日 (木) 15:30~17:15 (日本時間)

場所：バンコク、シンガポール、東京 (三点ウェブ会議)

高田：

タイ知財法の改正につきまして事務局よりご説明いたします。お手元の資料 4-3 をご覧ください。こちらが、タイの特許法改正に関し、SEAIPJ からタイ知財局に提出させていただいた意見となります。東南アジア知財ネットワーク・タイワーキングで、これまでにタイ政府機関に要望を出していた事項に加えまして、これまで出していなかった、皆さまからいただいていた要望も追加いたしまして、計 5 ページの内容を知財局に提出しております。

タイ知財法の改正に関して、現状をご紹介いたしますと、マドリッドプロトコルの加盟であったり、音商標などに対応した商標法の改正法案が、先月 2 月 18 日にタイの議会を通過いたしまして、あとは、タイの国王様の署名を待つだけという状況になってございます。

これに対しまして、署名が終わりまして、改正法案が成立いたしましたら、今後、マドリッドプロトコルの加盟の署名手続きに進んでいくと思うんですけども、タイの知財局からは、今年の 7 月~8 月頃、日本でいうところの夏頃に、加盟達成をできればとのコメントを得ております。

このように商標法改正の方は無事通るということで、早速、次に特許法改正の方も動き出しております。昨年 12 月から特許法改正の検討委員会がタイ国内で動いておりまして、1 月、2 月とパブリックコメントが行われていたということで、こちらの 4-3 の資料を SEAIPJ から提出したという状況でございます。

こちらの特許法改正法案は、タイの特許法には実用新案である小特許と意匠も含まれますが、その関係で、ハーグ協定への加盟であったり、審査の迅速化に向けた手続きの簡素化等々、色々な項目を盛り込んでいく予定と聞いております。また、今後の法改正の状況につきましては、随時ニュースで皆さまにお届けしたいと思っております。

次に、一番最初の 4-1 の事務局資料をご覧ください。

パワーポイントの 3 枚紙になっております。ご説明の内容としましては、前回の中間会合とほぼ同様のものとなります。事務局といたしましては、中間会合・総会を着実に実施していくということ、また、IP ニュースは、今申し上げたとおり、随時配信してまいります。

また、AWGIPC の動向に関する情報収集というところでございますけれども、こちら、随時情報は入手しております。昨年 11 月にミャンマーで開催された後、今年 3 月 22 日から 25 日、タイのバンコクで、次の AWGIPC の会合が開催されると聞いています。

かねてよりご報告しておりました ASEAN の知的財産戦略行動計画の 2016 年から 2025 年のものにつきまして大方の形は出来上がっているようなのですが、そちらの内容をさら

に具体化していくと聞いております。また、こちらの内容の情報が入ってまいりましたら、適時ご報告させていただきます。

次のスライドで、各ワーキンググループのサポートということで書かせていただいております。タイワーキンググループでは、後ほど、またタイワーキングのほうから詳細の説明がございますけれども、技術説明会であったり、また、タイの知財局と共催いたしました営業秘密セミナー等々、また、タイの特許法改正法案への意見提出といったことをサポートさせていただいております。

また、インドネシアワーキンググループについては、こちらも、後ほどご説明がある通り、事務所調査であったり、データベース調査というところでも、ほぼ、調査結果は上がってきております。

また、ベトナムワーキンググループに関しましても、手に入れるのが非常に難しいベトナムの判例につきまして、判例の入手、そして、サマリーの作成を進めているところでございます。

最後のスライド、スライド 3 になりますが、来年度の活動予定といたしましては、基本的に今年度と大きく変わるところはないかと考えております。中間会合、総会、IP ニュース、AWGIPC 関係の話、そして、各ワーキングのサポートと、全面的に皆さまの活動をサポート・支援させていただきたいと考えておりますので、引き続き、どうぞよろしくお願い申し上げます。事務局からのご説明は以上となります。

奥：

ただいまの事務局からの報告に対し、何かご質問・ご意見はございますでしょうか。それでは、次の議題、各ワーキンググループの 2015 年度後半期の活動報告および 2016 年度の活動予定、並びに各 WG における課題、活動整理表に移ります。

まずは、タイワーキンググループから報告をお願いいたします。

高田：

お手元のタイワーキングからの報告資料 5-1 をご覧ください。

冒頭に事務局からご説明させていただきます。まず、スライド C に、「タイワーキングの活動実績」ということで記載してございますけれども、タイワーキングは、毎月、原則第 1 木曜日の午後 4 時から月例定例会を開催しておりまして、計 12 回、今年度実施したことになります。

また、2 点目から 4 点目につきましては、タイワーキングのメンバーのほうから具体的にご説明させていただきますので、スライド 2 以降をご覧ください。では、お願いします。

タイ WG (井口、櫻井)：

では、報告いたします。

DIP への技術説明会は、皆さん、初めての方も多いかと思いますけれども、2014 年度に審査官等との意見交換の中で DIP の審査官から、「できれば技術の説明をしていただければ、審査促進につながる」ということで、協力要請のような形で始まりました。それを受けて、SEAIPJ が企画をし、初年度は、トヨタさん、ホンダさん、味の素さんにご協力いただいて、3 回の技術説明会を行いました。

今年度は、6 月にホンダさんの燃料電池車両、それから 10 月にトヨタのエアバック、電気自動車、これは研究施設の見学に行かれております、それから、この 1 月に JFE スチールさんと、それから UACJ さん、これは 2 カ所、同日に工場見学を行いました。技術内容は鋼板の加工技術、それからアルミ加工技術、それぞれの説明を行いました。それから、2 月に味の素さんのアミノ酸について技術説明を行いました。

まだやっておりませんが、予定として、3 月の終わり頃、パナソニックさんの三次元ブルーレイの技術説明会を開催する予定であります。

技術説明会は、関係するほぼ全員の参加がありまして、特に今年度は、施設見学会、工場見学会などを併せて開催することで、非常に好評を得ています。しかしながら、まだ検証しておりませんが、具体的な成果、つまり、要するに、その技術についてのオフィスアクションが早く起こるといような目立った効果は、まだ得られておりません。これは、今後の課題かと思えます。

次のスライドから、順々に説明します。昨年の 6 月の燃料電池車両、これは局長もお見えになった説明会であります。

それから、次のスライド。これは、トヨタさんの R&D 施設見学も併せて行われました。これはかなり大きな説明会だったと、報告を受けております。

今年に入りまして、1 月の JFE スチールさんと UACJ さんのそれぞれの加工・技術説明は、約審査官 17 名、関係する審査官全員を対象に行われました。ここから、高速道路で 2 時間半程度あるのですが、そこまで行って、工場を見学した次第です。このときは、DIP の局長もお見えになっております。

今年の 2 月の味の素さんの DIP 説明会、これは、午前中に技術説明を行いまして、午後には工場見学というシナリオでやっております。このときも、工場見学会には局長がお見えになって、一緒に工場見学を行いました。

それから、このときの説明会は、いわゆる一般の技術説明ではなくて、案件ごと、要するに、現在審査案件になっているものを 4 件取り上げまして、これについて、DIP の審査官のバイオのグループ——これは実は 4 人しかいないのですが、それと 2 人のアシスタントを相手に技術説明を行いました。こちら、かなり好評を博した次第です。

引き続き、営業秘密セミナーについてご説明をさせていただきます。

2015 年の 11 月にタイワーキング——SEAIPJ および DIP、ジェットロが共催する形で、営業秘密セミナーを開催いたしました。目的としては、タイでの営業秘密理解促進のために、タイ人従業員および日本人マネジメントに対してセミナーを実施したということにな

ります。

このセミナーの発端としては、2013年 SEAIPJ のアンケートで企業の方から、営業秘密について関心事項があるということがわかりました。また、タイワーキングの中でも、非常にタイでの営業秘密というのは重要だという意見がありましたので、このセミナーの開催に至っています。

今回、セミナーをするに当たりまして、DIP の方、および民間の方、また、NSTDA の方を講師としてお呼びし、タイにおける営業秘密の取り扱いは DIP の方からご説明をいただき、また、営業秘密の保護についてはティレク&ギビズの方から、また、具体的営業秘密の事例紹介については、民間の SCG という会社の方からご説明をいただきました。また、タイ大学と共同研究などにおける営業秘密保護のための留意点ということで、NSTDA の方からレクチャーをいただきました。

今回開催しまして、参加者が合計 156 名ということで大変好評なセミナーとなりました。特に、申し込みから実際に参加される参加率を見ても、おおよそ 80% ということで、かなりタイの中での関心が高いのという感触になっております。

次のページを見ていただくと、結果とコメントを表示しております。すみません、こちらの 1 行目が少々誤植しておりますが、営業秘密に関して、日本人よりもタイの方が関心が高く、本セミナーはタイ人にとってとても有用であるということが得られました。ほとんどの出席者の方から、「本セミナー継続」、および「もっと詳細な内容が聞きたい」と要望が寄せられていました。

今後の課題としては、営業秘密、タイ人およびタイ企業について、かなり関心事項であるということがアンケートからわかり、啓発活動の有効性はわかりましたが、啓発活動をどのように継続するかというのは、今後課題として認識しております。

引き続き、官民対話についてご説明をさせていただきます。2014 年 12 月からスタートし、2014 年 12 月では職務発明規定の改善、2015 年 1 月では、特許法の審査請求起算日の変更等、2015 年 11 月 15 日には、PPH 等々の公表、商標の指定商品について審査基準の改善について要請をしております。こちらについて、詳しくご説明をさせていただきます。

今回の官民対話では、DIP に対して、商品・役務の統括的記載に関する要請をさせていただきました。この背景には、タイワーキングでの課題整理表の中で、タイでの商標に問題・課題があるという認識がありまして、かつ、その商品・役務の指定方法については、他の国と比較しても特殊な状況になっておりましたので要請をしております。

詳細内容ですが、タイにおいては包括的な商品の記載ということは認められておらず、そのため、手続きが非常に煩雑で、かつ適切な保護が難しいというような状況になっておりましたので、こちらに対して改善を要求しております。

そのときに対談しました DIP のナンタワン局長からは、包括的記載については検討するという発言をいただいております。商標法改正については、記載要件というのは WIPO の分類と同程度になるという予定となると伺っておりますので、今後の改善に期待をしています。

というところですよ。

奥：

ありがとうございました。

今の件につきまして、ご質問ございますでしょうか。

加藤：

最後の商標の商品の包括的記載に関する要請について、包括的にされたらいいなと考えています。

また関連した別件で、毎回のことになるのですが、タイでは商品や役務を指定すると、1 指定商品・役務につき 500 パーツ、日本円で 1,600 円ぐらいかかってしまうので、1 つの権利ですごい額のお金を払わなければいけないことがあります。将来の出願についてはある程度包括になれば、商品の記載が減るはずなのでいいのですが、一方、費用の課金方法についても 1 指定商品・役務につきいくらとならないように、見ておいていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

櫻井：

ありがとうございます。

われわれも、そういうような方向でできたらいいと思っております。引き続き、タイの商標法について、いろいろな改善をお願いしていく予定であります。

高田：

補足なんですけれども、その 11 月の官民知財対話の際に、包括的な記載とする分、その単価のほうを上げるかもしれないというようなコメントがございまして。当然、手数料収入全体として値下げをするということは特に考えていないようなので。こまごまとした記載がなくなる分、その分、値上がりする可能性もあるというところは、ご認識をいただいたほうがいいのかもかもしれません。

加藤：

わかりました。値上がりは歓迎しませんが、今持っている権利は、商品役務を多く指定している物が多いので、そういう意味では、「数に関わらず、いくら」って言われるほうが、とりあえずはいいかもしれないですね。ありがとうございます。

奥：

ありがとうございます。ほかにもございますでしょうか。

なければ、次、インドネシア WG の発表に移ります。それでは、リーダーの奥のほうか

ら発表させていただきます。

インドネシア WG (奥) :

インドネシア WG は、今年度は計 4 回のミーティングを行いました。インドネシア WG は不定期に開催しておりまして、議題があれば開催するということになっております。

次に、グループの活動に移ります。インドネシア WG の活動方針について、議論決定いたしました。インドネシア WG の課題は 5 つございます。1 つ目がインドネシア特許庁 (DGIP)、捜査局の摘発の実情把握と課題の抽出です。

2 つ目が、インドネシアにおける知財データベースの構築状況と課題についてです。

次に、インドネシア税関における水際差し止めの実情と今後の方向性についてです。

次に、日本人との付き合いが良好にできる特許事務所・法律事務所の調査についてです。

最後に、インドネシアにおいて、知財関連の実際に発生した問題事例、特に、インターネット関連の検討です。

初めに、DGIP 捜査局の件についてご報告いたします。今年度の成果といたしましては、インドネシア WG といたしましては、継続議論ということにさせていただきたいと思えます。その中でも、メンバー 2 社が独自に DGIP 捜査局を訪問したため、WG 内にて結果を共有いたしました。

1 件、ここで情報共有させていただきますと、インドネシアでは企業のブランドを悪意のある第三者に先に商標出願されているケースが多発しております。そのケースの場合ですと、DGIP は特許庁内に捜査局を持つ珍しい特許庁と思うのですが、商標権者からの要請があれば、商標権侵害として DGIP は取り締まりを行います。一般的には、申請から数カ月、比較的素早く取り締まりをしてくれる機関であります。したがって、悪意のある第三者に商標権を先に取得された場合に、当該権利者が DGIP に取り締まりを要請した場合、日系企業の製品が早期に取り締まられてしまうというリスクがあります。

インドネシアで、日系企業と先願権利者との争いは、裁判所、日系企業の場合は外国人になりますので、ジャカルタ商務裁判所管轄になりますけれども、裁判所での争いになりますので、時間と費用がかかることが予想されております。したがって、その間に権利者から要請があれば DGIP が取り締まるというリスクがございますけれども、DGIP 捜査局といたしましては事件が裁判所に継続している場合であれば、当該取り締まりは中止するということが確認できたのはよかったのかなと思っております。

次に、インドネシアにおける知財データベースの構築状況と課題なのですが、これも、引き続き継続議論ということになっております。こちら 1 点情報共有させていただきますと、われわれがアクセスできるインドネシアの知財データベースというのは、「LADI HKI」といわれるオンラインシステムがございます。こちらは誰でもアクセスできます。

一方で、当該 LADI HKI が保有しているデータは DGIP によりますと約 50%ということですので、つまり、半分以上の文献は抜け落ちているものと考えます。今年度、JPO が DGIP

に出向者を派遣していただいておりますので、今後、インドネシア WG とのコラボレーションも検討しております。

次に、インドネシア税関における水際差し止めの実情と今後の方向性でございます。こちらにつきましては、インドネシア WG としては継続議論でございますが、ジェットロ・シンガポール、バンコク、ジャカルタがインドネシア税関とコンタクトした結果を過去の WG で報告させていただいております。1点、情報共有するとういたしますと、インドネシア税関には知財専門家が不在であるため、知財での取り締まり実績はゼロとのこと。税関につきましては、後述させていただきます。

次に、日本人との付き合いが良好にできる特許事務所・法律事務所の件でございます。こちらにつきましては、ジェットロ・バンコク様のほうで、毎年、ASEAN 法律事務所調査をしていただいております。こちらのほうを活用するということにしたいと思っておりますが、1点コメントさせていただきますと、当該調査によりますと、インドネシアで知財を扱っている事務所は 50 事務所ございます。

最後に、インドネシアにおいて知財関連で実際に発生した問題事例、特にインターネット関連ということでございますが、こちらも WG で継続議論ということにしております。

その他といたしましては、2015 年 10 月に、JIPA さんのほうでインドネシアに調査団を派遣されました。そちらにインドネシア WG としてメンバーが参加いたしましたので、簡単に後述させていただきます。

まず、中央ジャカルタ商務裁判所のほうを訪問いたしました。商務裁判所はインドネシアにジャカルタを含めて 5 つございますが、日本人のような外国人が原告・被告になる場合の管轄は、中央ジャカルタ商務裁判所になります。知財の件数は年間 60 件から 80 件と行ったところだそうです。多くが、商標、意匠、著作権と続きます。特許の事案はほとんどございません。損害賠償金額として過去一番大きかったのは、約 2,000 万円ということです。

今回、中央ジャカルタ商務裁判所の Chief Judge が対応していただきましたが、個人的に衝撃でしたのは、Chief Judge から「日本の著名商標をどのような判断基準で決定しているんだ」とか、「いったい商標の判断基準がどうなってるんだ」とか、「損害賠償金をどのように決定しているんだ」と、日本の制度に関する関心が非常に高うございました。

今年、JICA のほうから職員として 2 人、法務省からの派遣とされているとお伺いしているので、今後、トライのしがいがあるのかなと感じました。

次に、DGIP を訪問いたしました。DGIP は 9 つの局がございまして、審査官は約 100 人いるそうです。

税関ですが、インドネシアの税関法では、知財を用いての差し止めは可能でございます。一方で、税関規則未整備により、現在税関にて差し止めをすることはできないので、実績はゼロであるそうです。現在、税関規則のドラフトの改正をしておりますけれども、こちらのほうには、税関職員の職権による模倣品差し止め——著作権と商標のみでございます

が——行われているため、現在、裁判所の許可がないと模倣品差し止めができない。状況が改善されることは、日系企業には朗報かなと思っております。

一方で、税関規則、ドラフトに関しまして、ジェットロ様経由で日本企業の皆さまから意見収集をしております担保金の改善、今のところ、ドラフトでは約 100 万円となっておりますが、あともう 1 つ、税関による模倣品差し止め期間 2 日——短いですがね——の改善につきましては、変更は見られないのかなと感じました。

次に、国家警察でございます。国家警察の中に複数の部がございますが、その中に特別経済部がありまして、その経済部に 7 つの課があります。そのうちの 1 つに商業産業課がありまして、こちらの部門が知的財産権を担当しております。この商業産業課は JICA、法務省、日本大使館と情報交換を何度か行っているそうです。面白いなと思いましたが、インドネシアの知財法は全て親告罪でございます。親告罪ですので、捜査を開始するためには権利者の警察への申し立てが何よりも必要でございます。

あと、もう 1 つの課題といたしましては、現地における真贋判定が難しいとのことでした。ぜひ日本企業には、インドネシアに訪問してもらい、実際に真贋判定を国家警察や裁判所でやってほしいという要望でございました。

今年の反省点は、特にございません。

来年度の活動でございますが、パナソニック様が DGIP にて技術説明会を開催する予定と伺っております。案件といたしましては、DIP で技術説明会を実施したものと同様と伺っております。

インドネシア WG からは以上ですが、何かご質問ございますでしょうか。

伊藤：

アジア特許情報研究会の伊藤と申しますけれども。課題の 2 つ目、インドネシアの知財データベースについてご質問してよろしいでしょうか。

インドネシア WG (奥)：

はい。

伊藤：

課題の 2 つ目、インドネシアにおける知財データベースの構築状況という中で、収録が 50% というお話がございました。

これは、収録されていないものは、現地で紙広報を確認するしかないのでしょうかというのが 1 点、それから、その後のデータベースへの収録の予定と伺いますか、そういう状況はどのようになっていますでしょうか。

インドネシア WG (奥)：

ちょっと、私見も入りますけれども、私が DGIP から聞いたのは、基本的にデータベースはたくさんありますと。1つが、自由にアクセスできる「LADI HKI」と、もう1つ、インドネシア審査官が審査するために使っているデータベースでございまして、こちらのほうは、原則的には外部からのアクセスはできません。ですから、先ほど私が LADI HKI の収録 50%と申しましたのは、このデータベースに対して 50%と DGIP が言ったものと理解しております。いつかというのは、何度聞いてもよくわからないのですが、一生懸命、スキャンをデジタルでしているそうです。

DGIP につきましては、今年の1月から、出願を受理したら、その場でスキャンをしているそうです。実際に DGIP の1階に行けば準備室がございましてけれども、その部署でデータベース化をしていますが、過去のバックログについては、マイクロソフトの Office、古い方の Office で職員が手分けしてスキャンをしているそうなので、まだ時間がかかるかなという理解です。

伊藤：

ありがとうございました。そうしますと、私どもが日本からアクセスできるデータベースとしましては、収録はその 50%程度ではないということですか？

インドネシア WG (奥)：

50%と思っています。

高田：

ジェトロ・バンコクから少々補足させていただきます。

アジア特許情報研究会様にお願ひさせていただいたこの度の調査では、インドネシアを始めとした ASEAN の主要国におけるデータベースの使用方法や、日本の方で分析し得る特許の収録率を掲載しておりまして、こちらはインドネシアのページ中の知財のページのところにご紹介しております。

具体的には、報告書中の8ページに収録の状況を記載しております。その内容と、また、DGIP の IT 担当者が自分で実感している数字というのは、違うところは当然あると思います。正直、これまで ASEAN 各国の知財局の IT 担当者とも何回か話をする機会がございましたけれども、その IT 担当者自身も、自局のシステムやデータベースの整備状況をしっかり把握できていないケースも往々にしてございます。

先ほど、奥様より、DGIP から、実際 50%という数字が示されたというご説明がございましたけれども、DGIP のシステム全体の収録件数に対して、LADI HKI という、日本からアクセスできるデータベースの収録件数の割合が 50%ぐらいになるのではないかという彼ら自身の実感なのではと思います。ただ、正直、何が絶対的に正しい数字なのかは、恐らく DGIP 自身もわかっていないのかなという気はいたします。今回、アジア特許情報研

研究会から報告いただいた内容には、確たる数字が載っていますので、こちらはこちらで大変参考になる数字なのではないかなと考えております。

以上、補足です。

伊藤：

ありがとうございました。

そうしますと、その欠落している、その残りの 50%の番号一覧のようなもの、出願番号とか公報番号とか、そういうようなものも把握できないということでもよろしいでしょうか。

高田：

当然ながら、50%という概算の数字が大きくなるだけで、その細かな欠落の番号とは把握できていません。

伊藤：

ありがとうございました。

奥：

ほか、質問はございますでしょうか。

角田：

いつもお世話になります。味の素の角田です。1つ確認させて下さい。先程、中央ジャカルタ商務裁判所は、年間 60 件から 70 件ぐらいの知財事件を扱っていると伺いました。大半が商標で、特許はほとんど無いとのことですが、意匠についてはどうでしょうか。何か、データ等があればご教示願います。

インドネシア WG (奥)：

特段、その場で具体的な案件の提示はございませんでした。が、2月にジェットロ様がジャカルタで主催されたインドネシア審査官も呼んだセミナーがあったかと思うんですが、そちらのほうで DGIP の審査官の商標の具体的な案件の提示はあったかと思います。しかし、その場でも、意匠の件につきましてはございませんでした。

ちなみに、2014 年が 83 件で、2015 年は、知財訴訟は 62 件。ただし、昨年度の 10 月現在でございますけれども、62 件ということで、年間 60 件から 80 件ございますが、ほとんど商標ということで、申し訳ございません。意匠が何件かというのは、データがございません。

角田：

どうもありがとうございました。

奥：

はい。ほかにご質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、最後に、ベトナムWGのご報告をお願いします。

ベトナムWG（加藤）：

はい。日立の加藤です。代理で、私の方で説明させていただきます。

お手元の資料を見ていただいて、そちらに沿って説明していきたいと思います。2015年度の活動実績としては、ワーキンググループのミーティングを全6回、2カ月に一度行いました。

次、各サブグループの活動についてですが、知財保護情報収集（権利化）サブグループについては、グループでベトナムの権利取得合意での問題のうち、外国周知商標の保護についての現状を分析し、昨年引き続き、1月には、ホーチミンでジャパンIPセミナーで、各位の商標出願については、日越の比較ディスカッションを行うことができました。

次が、②として知財保護情報収集（権利行使）のサブグループです。すみません。こちらは、奥さんに説明していただいてよろしいでしょうか。

ベトナムWG（奥）：

はい、わかりました。権利行使サブグループのほうのご報告をさせていただきます。メンバーは6人でやっております。

ご存じのように、ベトナムというのは、中間会合にもご報告差し上げましたが、社会主義国ということもございまして、国の基本的な情報があまり開示されておられません。したがって、民事訴訟の、それに関する判例から、基本的には公開されていないのですが、特に真贋事例、判例を何とか入手して調査しようというのを、今年度の一番大きなテーマにしておりましたが、結論から申しますと、入手はできなかったのですが、トライしたステップについてご報告します。

まず、ジェットロ・バンコク様が毎年行っている法律事務所調査から、その調査の中に知財訴訟の件数を書く欄がございますが、ここ3年以内に実際に知財訴訟をハンドリングしたと記載しておりました11事務所をピックアップいたしました。そして、その11事務所を全部訪問して、分析し、必要であればヒアリングというステップをやりましたけれども、結論から申しますと、その事務所にジェットロ・バンコク様、ジェットロ・ハノイ様と僕で訪問しました。9事務所を訪問いたしました。2事務所には断られてしまいました。けれども、やはり「クライアントの承認が要る」ということで、開示は断られてしまったと。

一方で、成果といたしましては、「判例は要らない」というのが、ある意味で成果なのかなというふうに思っておりますけれども。先ほど高田様のほうからご紹介ありましたよう

に、ジェトロ・バンコク様のプロジェクトとして、ハノイのパム事務所というところと協力して、彼らが扱った案件は開示してもらえないかというプロジェクトを進めさせていただいていると伺っています。

澤井：

今のところ、パム法律事務所において、パム法律事務所で取り扱った知財訴訟について、サマリーを19件つくってもらっています。あと、侵害訴訟として、特許の侵害訴訟の案件を2件と、それから、商標の侵害訴訟の件を1件、案件の全文の翻訳をお願いして、また、そちらのほうも上がってきましたら、共有していきたいと思っています。

ベトナム WG (奥)：

はい。権利行使サブグループは、以上でございます。

ベトナム WG (加藤)：

はい、ありがとうございます。引き続き東京から、加藤が説明します。

③の模倣品対策のサブグループですね。基本的には、ベトナムワーキングのあるその前に1~2時間やるということで、同じぐらいの日程を5回やりました。私も、このメンバーに入っております。

活動実績としては、目玉の模倣対策制度の概要・課題を行政刑事摘発、水際差し止め、民事訴訟の各側面に分けて調査・検討をしました。上記で判明した課題を改善するべく、ベトナム政府に対するロビイングをするための基礎資料として、各対策手段にかかる法制度の課題、改善の方向性等をまとめました。「制度改善要請シート」を作成し、それに基づいて、ベトナム政府訪問団に参加して、北京へ制度改善を要請しました。

次に、中国・ベトナム間の模倣品流通実態が不明であるので、それを明らかにするために、経済産業省による両国国境における模倣品流通実態調査を報告しました。これ自体では、同サブグループのメンバーである分部さんの事務所でやっております。

次、④番、データベースサブグループとしては、日本からもアクセス可能なベトナム特許のオンラインデータベースで、「IP Lib」と「Vietnam Digipat」が存在します。昨年度、データベースサブグループでは、この2つの特許データベースの改善の洗い出しを行ってきました。今年度は、データベースの改善要求事項について取りまとめた資料を作成し、ジェトロ・バンコクの協力のもと、ベトナム特許庁への働きを行いました。

「IP Lib」と「Vietnam Digipat」は、片一方は、全ての権利が概ね入っているのだけでも、情報が少ないと。もう片一方は、個々の情報は多いのだけでも、抜けている年があるというような感じで、ちょっとまだ、どっちも一長一短があるという形になっております。

今年度の反省点としては、知財保護情報収集（権利化）サブグループとしては、個別の会議ができなかったということは反省点としてあります。

知財保護情報収集（権利行使）サブグループは、特にはないということです。

模倣品対策サブグループも、特になく、順調に進んでおります。

データベースサブグループは、ベトナム特許庁への働きかけの機会を得るまで、ちょっと時間を要してしまったところが反省点になっております。

3点目として、今後の活動予定としては、ジェトロさんのオープニングでの、ワーキンググループの課題、整理表を後で見いただければと思いますけれども、その辺も踏まえつつ、知財保護情報収集（権利化）サブグループは、インターを通じた働きかけに変更して、適宜進めていこうと思っております。

②としては、権利行使サブグループは残りの課題を検討します。

③模倣品対策サブグループは、中越間の模倣品実態調査を実現して、一応、実態調査自体はできているので、それをさらに実態を明らかにしていきたいと思っております。あと、ベトナム政府へのロビイング活動のフォローは、ロビー活動したのをどれだけ反映されているのかとか、そういうのを継続的に実施していきたいと思っております。

④データベースサブグループは、GPO が提供するオフィサーのシステム活用方法について整理を進めたいと思っております。以上です。

奥：

はい、ありがとうございました。何かご質問があれば、よろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは、次の議題に移ります。

来年度の参事・副参事の選出についてです。こちらは、まず事務局より説明をお願いいたします。

高田：

はい。先ほどお話しさせていただきましたとおり、今回は幹事でいらっしゃいましたホンダの山崎様のご帰任と、それから、副幹事の YKK の海宝様のご欠席に伴いまして、司会を奥様にお願いしております。

現在の SEAIPJ の幹事・副幹事につきましては、資料 4-4 にございますとおり、2012 年の SEAIPJ 創設以来、東南アジア知財ネットワーク運営要領の第 4 条 (1) のネットワークには、「総会の決定による幹事および副幹事を置く」という規定に基づきまして、タイワーキングのホンダ社と、インドネシアワーキングの YKK 社、両方のご厚意に甘えまして、4 年間という長きにわたり、幹事・副幹事をお願いしてきました。

しかしながら、SEAIPJ は、各ワーキングの活動がかなり軌道に乗ってきたと考えておりまして、来年度からは公平性を担保するために、幹事を各ワーキンググループ間で 1 年ごとの持ち回りとさせていただきます、その幹事のサポートのために、残り 2 つの他のワーキングから 1 名ずつ副幹事を選出していただく形とするのがよいのではないかと考えているんですけれども、いかがでしょうか。

例えば、今年度まで幹事をタイワーキングのホンダ様のほうにご担当いただいておりますので、来年度は在外のワーキングでありますインドネシアワーキングのほうから幹事をご選出いただきまして、残りのベトナム・タイワーキングのほうから、それぞれ 1 名ずつ副幹事のほうをご選出いただくと。そして、再来年度、2017 年度以降はベトナムワーキング、タイワーキング、そしてまたインドネシアワーキングの順番で、幹事を持ち回りで担当していく形というのがいいのではないかと、事務局では考えております。

奥：

はい。ありがとうございます。

ただいま、事務局からの提案に対しまして、何かご質問・ご意見等はございますでしょうか。幹事・副幹事といたしましても、この総会や中間会合の司会が主な業務ですので、それ以外に特段の負担はないようです。

それでは、事務局からの提案のとおり、来年度はインドネシア WG から幹事を、ベトナム・タイ WG から 1 名ずつ副幹事を選出していただき、事務局までお知らせください。

それでは、来年度以降はインドネシア・ベトナム・タイという順番で、幹事を 1 年ごとに持ち回りで担当するという形をお願いいたします。

それでは、次の議題 6 に移りたいと思います。意見交換・その他ということで、本日の議題にあったもの、なかったもの、何か意見交換したいことがございましたら、ぜひご発言ください。シンガポール、いかがでしょうか。

五十棲：

本日、各ワーキンググループから報告をいただきまして、非常に、私ども勉強になりました。

各ワーキンググループで情報共有するとともに、また、可能なところは一緒に共同して作業ができるような部分があれば、そこを検討していくなどして、効率的に進めていきたいと思います。よろしくお祈りします。ありがとうございました。

奥：

ありがとうございます。東京、いかがでしょうか。

角田：

味の素の角田です。ご質問させていただきます。

タイワーキンググループで技術説明会に我々も参加させていただきました。どうもありがとうございました。いろいろお世話になりました。

1 点、ご確認させて頂きたいのですが、昨年も今年も説明会をさせて頂いたのですが、審査の大きな進展はありませんでした。技術説明会をされた他のトヨタ社、ホンダ社、JFE

スチール社では、審査がどの程度進捗されたか、可能な範囲でご教示お願い致します。

櫻井：

そこは、進捗を確認して、進捗があれば、シェアさせていただきます。

角田：

わかりました。よろしくお願いいたします。

高田：

補足ですけれども、昨年6月にホンダ様が2回目の技術説明会を実施された際に、2014年度の第1回技術説明会で説明された案件のレビューを行われました。これらの案件は必ずしも審査が進んでいる案件ではありませんでしたが、タイ知財局としては前回の説明案件としてしっかりウォッチングしており、自分たちに説明された案件としてプライオリティは置いているのかなど、ジェトロ・バンコクとしては感じました。

角田：

ありがとうございます。

高田：

タイ知財局への技術説明会に関しまして、タイ知財局の最近の動きをご紹介させていただきます。現在、タイ知財局への特許出願・商標出願の審査がたまってしまっている状況でございますところ、タイ政府としても、これを大変問題視しておりまして、てこ入れをするために、現在、タイ知財局の特許審査官は実質的に30名程度しかいないんですけれども、今年、来年、再来年と3年計画で、2倍増、3倍増としていく方向で、もう既に計画が決定されて、動き始めているという情報を得ております。それに対しまして、JPO（日本特許庁）としても、最大限の協力を進めていきたいと考えているところです。

審査官の人数が増えたとしても、審査処理件数が1年以内にぐっと増えるわけではないですが、今後は、今までのようにどんどん審査期間が延びていくだけの状況ではなくなるのではないかと、ジェトロ・バンコクとしては期待しております。

奥：

ありがとうございました。

はい。それでは、最後に事務局から事務連絡をお願いいたします。

高田：

はい。来年度の予定でございますけれども、今年度と同様に、また、今年の9月頃を目途

に中間会合のほうを実施させていただく予定でございます。具体的な日程や場所につきましては、幹事・副幹事の皆さまにご相談させていただき、また、ワーキンググループのリーダーの皆さまにもご相談させていただきながら、ご連絡できるようにしたいと思います。

また、本日の総会の結果概要につきましては、議事録として共有させていただきます。もちろん、共有する前には、皆さまにも一度ご確認いただきます。また、この内容の概要につきましては、今後、事務局のほうから差し支えない範囲で外部に説明する可能性もございます点、ご了承いただけますと幸いです。

以上でございます。

奥：

はい。それでは、これにて閉会といたします。本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございました。

全員：

ありがとうございました。

以上